

事業主の証明による被扶養者認定 Q&A

1 制度について

Q1-1

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、引き続き被扶養者となることを可能とする措置であるところであり、どのような狙いがあるのでしょうか。

A1-1

保険料負担に伴う手取り収入の減少を意識して、一定の収入を超えないように就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応に当たっては、

- ・社会全体で労働力を確保するとともに、
- ・労働者自身も希望通りに働くことのできる

環境づくりが重要です。こうした環境づくりを後押しするため、今回、当面の対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」を策定しました。

「130万円の壁」についても、このようなパッケージの策定を踏まえ、特例的な措置として「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を行うこととしていますが、当該措置も含めて本パッケージの施策はあくまでも当面の措置として導入するものであり、今後、さらに制度の見直しに取り組むこととしています。

Q1-2

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、いつから開始されるのでしょうか。また、今回の措置の開始前の扶養認定に遡及されるのでしょうか。

A1-2

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)については、令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認において適用します。

なお、発出日前の扶養認定及び被扶養者に係る確認については遡及しない取り扱いとします。

Q1-3

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)について、「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

A1-3

「一時的な収入変動」の具体的な上限額については、

- ・仮に上限を設けた場合、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと
- ・一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断が困難であること

からお示しすることは困難ですが、雇用契約書等も踏まえつつ、当該増収が一時的なものかどうか確認します。

なお、

- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年収が組合員の年収を上回る場合
- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年収が組合員からの援助による収入額を上回る場合

には、当該組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶

養者の認定が取り消されることとなります。

Q1-4

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされていますが、具体的には何を以て「1回」「連続2回」と数えることとなるのでしょうか。

A 1-4

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、2号(学生)認定及び3号(特別)認定である被扶養者の収入確認に当たって、通常提出が求められる書類と併せて、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、共済組合による円滑な被扶養者認定を図るものです。

そのため、新たに被扶養者を認定する場合を含む被扶養者の収入確認に当たって、事業主の証明を用いて一時的な収入変動である旨を共済組合が確認した場合には、「1回」と数えられることとなります。

その上で、被扶養者の収入確認については、認定後、年1回資格確認を行い(1号(普通)認定を除く)、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認します。

したがって、「連続2回」とは連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることが「連続2回」になります。

Q1-5

どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

A 1-5

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務(残業)手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
 - ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
 - ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- などが想定されます。

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

2 対象者について

Q2-1

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、どのような方が対象となるのでしょうか。配偶者(国民年金の第3号被保険者)に限られますか。

A 2-1

今回の措置の対象は、配偶者(国民年金第3号被保険者)だけではありません。共済組合の被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。

なお、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明

らかであるような方は、今回の措置の対象外となります。

Q2-2

フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合、今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)の対象となるのでしょうか。

A 2-2

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、他律的な収入変動による場合が対象となります。そのため、特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある者について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより被扶養者の認定基準額を超えた場合は、対象になります。

Q2-3

シフト制の場合、今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)における取扱いはどうなるのでしょうか。

A 2-3

シフト制(※)であっても同様の取扱いとなります。一時的に勤務が増加することにより収入超過となる場合は、事業主の証明による被扶養者の認定の円滑化の対象となります。ただし、契約変更により時給等が上昇し、通常どおり勤務した場合においても収入超過が見込まれる場合は、対象となりません。

※ 「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間(1週間、1か月など)ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。

Q2-4

被扶養者の収入要件の確認について、被扶養者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては年間収入の要件が180万円未満とされていますが、今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、その判定の際にも適用されるのでしょうか。

A 2-4

今回の措置(事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)は、被扶養者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合の、年間収入が180万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

3 事業主の証明について

Q3-1

事業主の証明はいつ、どこに提出するのですか。

A 3-1

被扶養者の方について、新たに被扶養者の認定を受けたり、2号(学生)認定及び3号(特

別) 認定へ認定区分の変更をする際、又は共済組合が被扶養者の資格確認を行う際に、年間収入が確認されることになります。

この際に、被扶養者を雇う事業主から一時的な収入変動である旨の事業主の証明を取得し、共済組合に対して、通常提出が求められる書類と併せて、事業主の証明を提出することになります。

このため、共済組合の被扶養者の収入確認のタイミングに合わせて、被扶養者の勤務先の事業者から一時的な収入変動である旨の証明を取得してください。

Q3-2

共済組合は、いつ事業主の証明の提出を求めているのでしょうか。

A 3-2

被扶養者認定や認定区分の変更（2号（学生）及び3号（特別）認定へ変更）、毎年の被扶養者の資格確認の際に、通常提出を求めている書類と併せて、被扶養者を雇う事業主の証明の提出していただくことになります。

Q3-3

事業主による証明はどのようなものなのでしょうか。

A 3-3

別添様式をご利用ください。

Q3-4

どの期間に対応する収入について、事業主に一時的な収入変動である旨を証明して貰えば良いのでしょうか。

A 3-4

(ケース1) * 2号（学生）認定・3号（特別）認定

○新規認定・認定区分の変更の場合

⇒ 一時的な収入増により、直近3か月以上の期間連続で108,334円以上の収入がある場合、その期間の一時的な収入変動に係る事業主の証明を共済組合に提出してください。

(ケース2) * 2号（学生）認定・3号（特別）認定

○資格確認の場合

⇒ 資格確認時に、資格確認で求められる期間における一時的な収入変動に係る事業主の証明を共済組合に提出してください。

(ケース3) * 1号（普通）認定

○収入が12か月の累計で130万円以上となり、扶養手当が取り消された場合

⇒ 一時的に増加した収入が原因で130万円以上の収入となったときに、一時的な収入変動に係る事業主の証明を取得し、認定区分の変更が必要です。

(ケース4) * 1号（普通）認定

○毎月の給与収入の3か月平均が108,334円（130万円の12分の1）以上となり、扶養手当が取り消された場合

⇒ 一時的な収入増で月収が108,334円以上となった際に、一時的な収入変動に係る事業主の証明を取得し、認定区分の変更が必要です。

Q3-5

被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すれば良いでしょうか。

A 3-5

今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）について、被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、一時的に年間収入が 130 万円以上となった主たる要因である勤務先（事業者）から事業主の証明を取得してください。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業者から事業主の証明を取得してください。

なお、雇用契約書等を踏まえ、複数事業所で勤務することで年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかであるような方については、被扶養者に該当しなくなるようになります。

Q3-6

事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当するということでしょうか。

A 3-6

雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。

また、共済組合の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。

4 その他について**Q4-1**

社会保険の適用要件を満たしているため、社会保険に加入することになると事業主から伝えられました。そのような場合でも、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）の対象となりますか。

A 4-1

社会保険の適用事業所において正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。

Q4-2

税の扶養控除の適用要件や扶養手当の受給要件の認定に当たっても、今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は適用されるのでしょうか。

A 3-2

この特例は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金第 3 号被保険者の認定のみに係る取扱いとなり、税等の他制度に関しては通常の見取りとなります。

なお、扶養手当の収入要件については共済組合ではなく担当部署の判断になりますが、扶養手当が認定された場合は、共済組合の被扶養者として認定（1号認定（普通認定））が可能となります。